



改 正 後	改 正 前
<p><u>的地までの間をドア・ツー・ドアで行う個別輸送をいう。</u></p> <p><u>(4) スポット便 コミュニティバスのうち、路線バス及びデマンドバスでは対応が困難な地域若しくは時間帯の移動空白、又は乗合不適合な特定の個別事情等によるニーズを補完するため、個別の要請に応じて旅客を目的地まで運送する貸切形態の輸送をいう。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>利用者自ら乗降することができないとき。ただし、福祉有償輸送の利用者又は介助者が同伴する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p><b>【別記1 参照】</b></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>利用者自ら乗降することができないとき。_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p><b>【別記1 参照】</b></p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

**【別記1】**

改 正 後

料金の種別	路線等	区分	種類	金額
普通料金	通勤・通学バス	デマンドバス	1乗車	200円
			1日券	400円
	地区内デマンドバス		1乗車	200円
			1日券	600円
	地区外デマンドバス		1乗車	300円
			1日券	800円
定期券料金	デマンドバス区分 (全線共通)	一 般	1箇月	7,500円
			3箇月	20,000円
			6箇月	37,500円
		通 学	1箇月	4,800円
			3箇月	13,000円

		高齢者	6 箇月	24,000円
			1 箇月	2,400円
			3 箇月	6,500円
		運転免許返納者	6 箇月	12,000円
			1 箇月	2,400円
			3 箇月	6,500円
			6 箇月	12,000円
回数券料金	普通料金に同じ	1,000円回数券	12枚綴	1,000円
福祉有償運送	白川町 (15km未満)	全域	1乗車	400円
	白川町 (15km以上)	全域	1乗車	500円
	東白川村、下呂市金山町	全域	1乗車	1,000円
	七宗町、川辺町	医療機関・福祉施設に限る。	1乗車	1,500円
	八百津町、坂祝町、富加町、美濃加茂市、可児市、御嵩町、下呂市(旧下呂町)	医療機関・福祉施設に限る。	1乗車	2,000円
スポット便	白川町内	普通乗用車	1車 10分まで	1,500円
		10人乗りワゴン車	1車 10分まで	3,000円
		マイクロバス	1車 10分まで	5,000円
		中型バス	1車 10分まで	10,000円
		延長料金	1分ごと	100円加算

- (1) 上記金額には、消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。
- (2) デマンドバス（ゾーン内・ゾーン間）の乗車券は、道路運送法第4条の規定により許可を受けて町内を運行する路線バスの利用も可能とする。
- (3) 福祉有償運送は、路線等が白川町以外の場合は、発着場所のいずれかが白川町内への運送に限るものとする。
- (4) スポット便は、車両1台を占有して利用する金額とする。なお、夜間（18時から22時まで）及び町外者の利用は、使用料の額の合計に100分の120を乗じて得た金額（100円未満切り捨て）を徴収する。

改正前

料金の種別	路線等	区分	種類	金額		
普通料金	通勤・通学バス	デマンドバス	1乗車	200円		
			1日券	400円		
	地区内デマンドバス		1乗車	200円		
			1日券	600円		
	地区外デマンドバス		1乗車	300円		
			1日券	800円		
	町外デマンドバス		1乗車	400円		
定期券料金	全線共通	一般	1ヶ月	7,500円		
			3ヶ月	20,000円		
			6ヶ月	37,500円		
		通学	1ヶ月	4,800円		
			3ヶ月	13,000円		
			6ヶ月	24,000円		
		高齢者	1ヶ月	2,400円		
			3ヶ月	6,500円		
			6ヶ月	12,000円		
		運転免許返納者	1ヶ月	2,400円		
			3ヶ月	6,500円		
			6ヶ月	12,000円		
		回数券料金	普通料金に同じ	1,000円回数券	12枚綴	1,000円

- (1) 上記金額には、消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。
- (2) デマンドバス（ゾーン内・ゾーン間）の乗車券は、道路運送法第4条の規定により許可を受けて町内を運行する路線バスの利用も可能とする。